

水戸市就学援助実施要項

平成 21 年 12 月 18 日

水戸市告示第 238 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（児童生徒に対して親権を行う者又は後見人その他の者で、現に児童生徒を保護するものをいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 就学援助を受けることができる者は、市内に住所を有し、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者又は市外に住所を有し、水戸市立学校に在学する児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）のうち、現に同法の規定による保護（以下「生活保護」という。）を受けているもの
- (2) 要保護者のうち現に生活保護を受けていないもの又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、別表第 1 に定める認定基準に該当するもの

(就学援助の対象経費)

第 3 条 就学援助は、次の各号に掲げる経費について行うものとする。ただし、前条第 1 号に該当する者の就学援助については、第 7 号及び第 8 号に掲げる経費に限る。

- (1) 学用品及び通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 学校給食費
- (4) 通学費
- (5) 校外活動費
- (6) 宿泊学習費
- (7) 修学旅行費
- (8) 医療費
- (9) クラブ活動費
- (10) 生徒会費
- (11) P T A 会費
- (12) 卒業アルバム代等
- (13) オンライン学習通信費

(要保護児童生徒の認定)

第 4 条 市長は、児童生徒の保護者が第 2 条第 1 号に該当する場合は、当該児童生徒を要保護児童生徒に認定し、要保護児童生徒（準要保護児童生徒）認定通知書（様式第 1 号）により、当該要保護児童生徒の認定を受けた児童生徒の保護者及び児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。

(準要保護児童生徒の申請)

第5条 就学援助を受けようとする者（第2条第1号に該当する者を除く。）は、準要保護児童生徒認定申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に前年の収入額を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、校長を経由して市長に提出しなければならない。

（準要保護児童生徒の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査し、適当と認める者については、当該申請に係る児童生徒を準要保護児童生徒に認定し、要保護児童生徒（準要保護児童生徒）認定通知書により、不適当と認める者については、準要保護児童生徒に認定しない旨の通知書（様式第3号）により、当該申請をした者及び校長に通知するものとする。

第7条 削除

（認定の取消し）

第8条 市長は、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該準要保護児童生徒の認定を取り消し、要保護児童生徒（準要保護児童生徒）認定取消通知書（様式第5号）により当該準要保護児童生徒の保護者及び校長に通知するものとする。

- (1) 第2条に該当しなくなったとき。
- (2) 準要保護児童生徒の保護者が準要保護児童生徒辞退届（様式第6号）を提出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（就学援助の期間）

第9条 要保護児童生徒の保護者が就学援助を受けることができる期間は、第4条の規定により認定を受けた日から当該認定を受けた日の属する年度の末日までの期間とする。

2 準要保護児童生徒の保護者が就学援助を受けることのできる期間は、当該申請をした日の属する月の初日から当該年度の末日までの期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、就学援助を開始する日を変更することができる。

3 当該年度の準要保護児童生徒の認定に係る申請を前年度の末日までにした者に対する前項の規定の適用については、同項中「当該申請をした日の属する月の初日」とあるのは「当該申請をした日の属する年度の翌年度の初日」とする。

（就学援助費の支給額）

第10条 就学援助として支給する費用（以下「就学援助費」という。）の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、就学援助費の額を決定するに当たり、就学援助費支給明細書（様式第7号）及び次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを校長から徴取するものとする。

- (1) 通学証明書（様式第9号）
- (2) 就学援助費に係る学校給食費報告書（様式第9号の2）及び会計報告書
- (3) 就学援助費に係る校外活動実施報告書（様式第10号）及び会計報告書
- (4) 就学援助費に係る宿泊学習実施報告書（様式第11号）及び会計報告書
- (5) 就学援助費に係る修学旅行実施報告書（様式第12号）及び会計報告書
- (6) 就学援助費に係るクラブ活動実績報告書（様式第12号の2）及び会計報告書
- (7) 就学援助費に係る生徒会費報告書（様式第12号の3）及び会計報告書
- (8) 就学援助費に係るPTA会費報告書（様式第12号の4）及び会計報告書
- (9) 就学援助費に係る卒業アルバム代等報告書（様式第12号の5）及び会計報告書

(10) 就学援助費に係るオンライン学習実施報告書（様式第 12 号の 6）

（就学援助費の支給）

第 11 条 市長は、次の各号に掲げる期間における就学援助費を、当該各号に定める月に要保護児童生徒及び準要保護児童生徒（以下「要保護児童生徒等」という。）の保護者に支給するものとする。ただし、第 3 条第 8 号に係る就学援助費は要保護児童生徒等が受診した医療機関等からの請求に基づき当該医療機関等に支払うものとする。

(1) 4 月から 6 月まで 7 月

(2) 7 月から 11 月まで 12 月

(3) 12 月から翌年の 3 月まで 3 月

2 市長は、就学援助費（前項ただし書に掲げる就学援助費を除く。）を口座振込の方法により支給するものとする。ただし、要保護児童生徒等の保護者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、校長を経由して、現金払の方法により支給することができる。

3 前項ただし書の規定による方法により就学援助費の支給を受けようとする要保護児童生徒等の保護者は、市長が別に定める書類を校長を経由して市長に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める月以外の月に就学援助費を支給する必要があるときは、就学援助費を支給することができる。

（領収証）

第 12 条 要保護児童生徒等の保護者は、前条第 2 項ただし書の規定により就学援助費の支給を受けたときは、就学援助費領収証（様式第 13 号）を提出しなければならない。

（異動等）

第 13 条 準要保護児童生徒の保護者は、当該準要保護児童生徒の認定に係る事項に変更が生じたときは、当該変更事項を記載した書面を校長を経由して市長に提出しなければならない。

2 校長は、要保護児童生徒等が転学又は進学をした場合（第 8 条の規定により要保護児童生徒等の認定を取り消す場合を除く。）は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒異動通知書（様式第 14 号）により転学先又は進学先の校長に通知しなければならない。

（費用の返還）

第 14 条 市長は、第 8 条の規定により要保護児童生徒等の認定を取り消したときは、当該要保護児童生徒等の保護者から既に支給した就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

（入学前の新入学児童生徒学用品費の支給等）

第 15 条 市長は、市内に住所を有する入学予定者（翌年度に国公立の小学校又は義務教育学校（以下「小学校等」という。）に入学を予定している者をいう。以下同じ。）の保護者（第 2 条第 2 号に該当する保護者に限る。）に対し、第 3 条第 2 号に掲げる経費に係る就学援助費を当該入学予定者が小学校等に入学する年度の前年度の 3 月に支給することができる。

2 第 5 条、第 6 条、第 8 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び前条の規定は、前項の規定による就学援助費の支給について準用する。この場合において、第 5 条中「校長を経由して市長」とあるのは「市長」と、第 6 条中「当該申請をした者及び校長」とあるのは「当該申請をした者」と、第 8 条第 2 項中「保護者及び校長」とあるのは「保護者」と、同項第 1 号中「とき」とあるのは「とき又は第 15 条第 1 項に規定する入学予定者が国公立の小学校又は義務教育学校に入学しなかったとき」と、第 13 条第 1 項中「校長を経由して市長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

- 3 前項において準用する第6条の規定により準要保護児童生徒の認定を受けた入学予定者の保護者は、第1項の規定による就学援助費の支給を受けようとするときは、市長が定める期日までに書面により請求しなければならない。

(入学後の就学援助)

第16条 前条の規定により入学前の新入学児童生徒学用品費の支給の対象となった入学予定者が国公立の小学校等に入学したときは、当該児童は、入学年度の初日に第6条の認定を受けたものとみなす。ただし、第3条第2号に掲げる経費に係る就学援助費は、重複して支給しない。

- 2 前項に規定する場合においては、市長は、要保護児童生徒（準要保護児童生徒）認定通知書により当該児童が入学した小学校等の校長に通知するものとする。

(補則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年水戸市告示第261号）

(施行期日)

- 1 この要項は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日以前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成26年水戸市告示第79号）

(施行期日)

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成26年度以後の年度分の就学援助費について適用し、平成25年度以前の年度分の就学援助費については、なお従前の例による。

付 則（平成27年水戸市告示第126号）

(施行期日)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年水戸市告示第99号）

(施行期日)

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日以前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成28年水戸市告示第274号）

(施行期日)

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式第2号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成29年水戸市告示第93号）

この要項は、公布の日から施行し、この要項による改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年水戸市告示第40号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成30年水戸市告示第67号）

（施行期日）

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式第2号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成31年水戸市告示第87号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年水戸市告示第40号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年水戸市告示第148号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の水戸市就学援助実施要項の規定は令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年水戸市告示第62号）

（施行期日）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水戸市就学援助実施要項（以下「実施要項」という。）の規定は、令和3年度以後の年度分の就学援助費の支給について適用し、令和2年度以後の年度分の就学援助費の支給については、なお従前の例による。

- 3 令和3年3月31日までの間における実施要項第3条第2号に掲げる経費に係る就学援助費の支給に係る実施要項第2条及び第15条並びに別表第2の規定の適用については、実施要項第2条中「市内の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」とあるのは「市内の小学校又は義務教育学校」と、「とする」とあるのは「とする。ただし、市立以外の学校に在学する児童生徒の保護者にあつては、市内に住所を有する者に限る」と、実施要項第15条第1項中「翌年度に」とあるのは「令和3年度に国公立の」と、実施要項別表第2中

「

50,600	57,400
--------	--------

」とあるのは

「

51,060	60,000
--------	--------

」とする。

- 4 令和2年度において改正前の別表第1備考2に規定する者に該当したのものに対しては、同表備考2の規定は、なおその効力を有する。

(水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項の一部改正)

- 5 水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項(令和2年水戸市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第1条中「10,890円」を「11,000円」に、「8,710円」を「8,800円」に改める。

付 則(令和3年水戸市告示第309号)

(施行期日等)

- 1 この要項は、公布の日から施行し、改正後の水戸市就学援助実施要項の規定は、令和3年7月1日から適用する。

(水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項の一部改正)

- 2 水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項(令和2年水戸市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(臨時休業期間昼食費の支給)

第1条 水戸市就学援助実施要項(平成21年水戸市告示第238号。以下「実施要項」という。)第3条及び別表第2の規定の適用については、当分の間、同条中「(13)オンライン学習通信費」とあるのは

「(13)オンライン学習通信費

(14)臨時休業期間昼食費」と、同表中

「

オンライン学習通信費	ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材と指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される月について、月額1,000円
------------	---

」と

あるのは

「

オンライン学習通信費	ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材と指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される月について、月額1,000円
臨時休業期間昼食費	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時休業を実施した月について、児童生徒1人当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、当該臨時休業により学校給食を実施しなかった日数を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額。ただし、小学校にあつては4,300円、中学校にあつては4,500円(国田義務教育学校にあつては、4,600円)から学校給食費として支給する額を減額した額を上限とする。 (1) 小学校 240円 (2) 中学校 250円(国田義務教育学校にあつては、260円)

」と

する。

付 則（令和４年水戸市告示第237号）

（施行期日等）

- 1 この要項は、公布の日から施行し、改正後の別表第２の規定は、令和４年４月１日から適用する。
（水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項の一部改正）
- 2 水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項（令和２年水戸市告示第154号）の一部を次のように改正する。

第１条中「1,000円」を「1,200円。ただし、年額14,000円を限度とする。」に改める。

付 則（令和５年水戸市告示第63号）

（施行期日）

- 1 この要項は、令和５年４月１日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水戸市就学援助実施要項（以下「実施要項」という。）の規定は、令和５年度以後の就学援助費（実施要項第10条第１項に規定する就学援助費をいう。以下同じ。）の支給について適用し、令和４年度以前の年度分の就学援助費の支給については、なお従前の例による。
- 3 令和５年３月31日までの間において、実施要項第15条第１項の規定による実施要項第３条第２号に掲げる経費に係る就学援助費の支給を受けようとする者に係る実施要項別表第１及び別表第２の規定の適用については、別表第１中「自営収入、雑収入、年金、児童手当、児童扶養手当及び養育費を加えた世帯の全ての収入額」とあるのは「自営所得、老齢年金その他の課税収入額」と、別表第２中「51,060」とあるのは「54,060」とする。
- 4 この要項の施行の日前に作成した様式第１号、様式第３号、様式第５号、様式第７号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

（水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項の一部改正）

- 5 水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項（令和２年水戸市告示第154号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（国田義務教育学校にあつては、4,600円）」及び「（国田義務教育学校にあつては、260円）」を削る。

第３条中「、同項の委任状」及び「、様式第８号」を削る。

付 則（令和６年水戸市告示第45号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和７年水戸市告示第59号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和７年水戸市告示第210号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の水戸市就学援助実施要項の規定は、令和７年４月１日から適用する。